

第 1 編

民法總則

第1章

民法序論

テーマ	重要度	過去出題実績 (H18~H27)
第1 民法の全体像	B	なし
第2 民法の三大原則	A	なし
第3 私権の内容と行使に関する制約	B	なし

第1 民法の全体像

民法を勉強する際には、身近な事例を頭に思い浮かべながら、問題になっている法律関係について考えてみるとよい。

抽象的な条文を具体的な事例にあてはめることができれば、理解できているといえる。

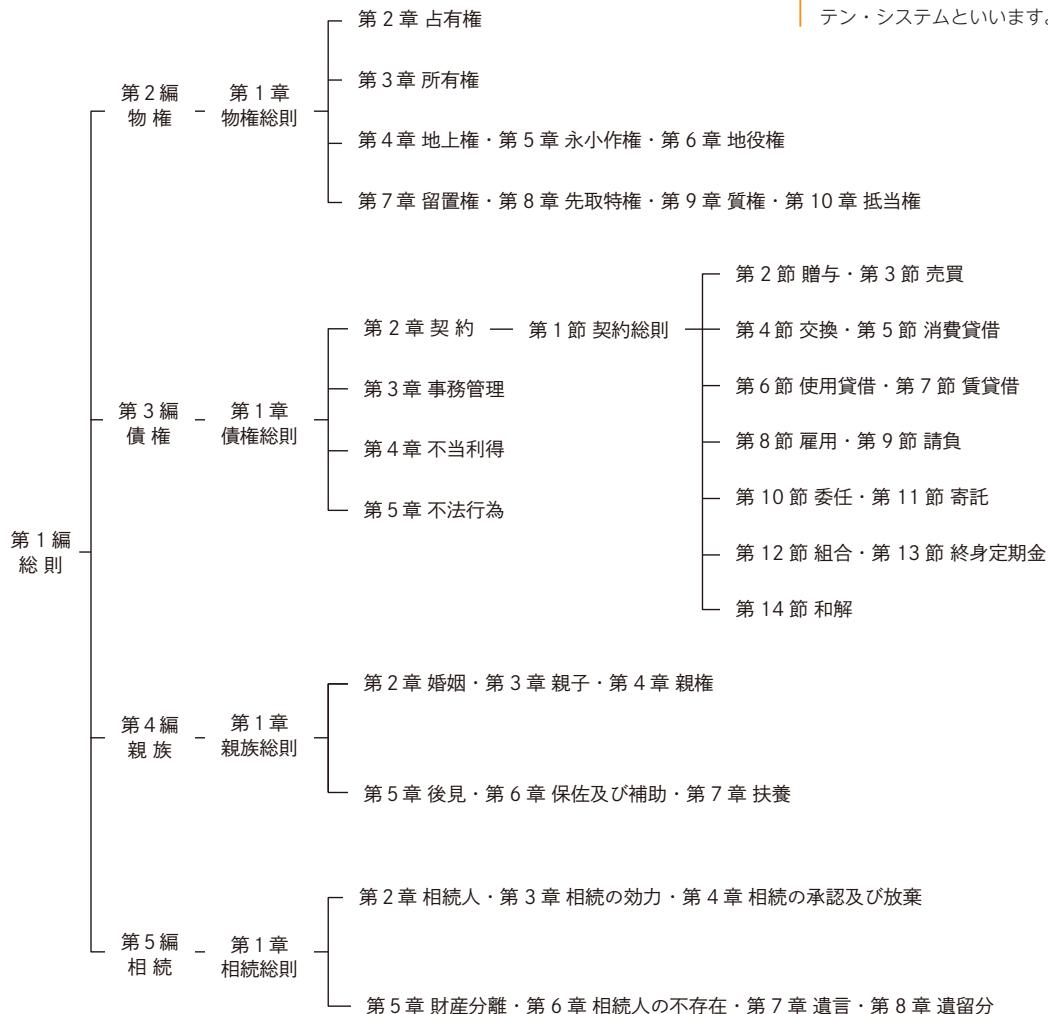
B



「総則」・「各則」とは

「総則」とは、その法律の基本原理や基本事項を定めるルールのことをいいます。これに対し、個別的な事項を定めるルールのことを「各則」といいます。各則では、必要最小限の規定のみを設け、総則では、共通のルールを定めた上で、冒頭に総則を掲げておく法律の体系を、パンデクテン・システムといいます。

[民法典の構成]



第2 民法の三大原則

A

民法は、いくつかの基本原理に基づいて体系づけられる。もっとも、民法の基本原理は、後述する「信義誠実の原則」「権利濫用の禁止」などを除き、法文上明らかになっているわけではない。次に挙げるものは、一般的に、民法の三大原則といわれるものである。

①所有権絶対の原則	所有権は物に対する全面的な支配権であり、不可侵の権利である
②契約自由の原則	私人間の契約関係（締結、内容、方式）は契約当事者の自由な意思によって決定されなければならない
③過失責任の原則	過失なくして損害賠償責任を負わされない



契約自由の原則は私的自治の原則の根幹をなしています。私的自治の原則とは、自己の法律関係を自分の自由な意思で律することができるという原則をいいます。

第3 私権の内容と行使に関する制約

B

1 私権の内容

私権とは、選挙権・被選挙権などの公権と異なり、私人間の関係に関する権利をいう。

私権は、権利の内容が経済的価値のある利益が含まれるかという観点から、財産権、身分権、人格権に分けられる。そのうち、財産権は、さらに物権、債権、知的財産権などに分けられる。

2 私権の行使に関する原則

(1) 公共の福祉（1条1項）

私権といえども無制限に保護されるものではない。社会生活を営む以上、他人の権利を不当に侵害することは許されない。

そこで、民法は、「私権は、公共の福祉に適合しなければならない」という規定（1条1項）を置き、私権の内容は社会全体の利益と調和するものでなければならないとしている。

(2) 信義誠実の原則（1条2項）

信義誠実の原則（信義則）とは、具体的な事情のもとにおいて、相互に相手方から一般的に期待される信頼を裏切ることのないように誠意をもって行動しなければならないという原則をいう。

信義誠実の原則は、権利の行使または義務の履行だけでなく、契約の趣旨を解釈する基準にもなる（最判昭327.5）。



私権が私人間の権利義務関係をさすのに対し、公権とは、国家と私人との間の権利義務関係をさします。



「公共の福祉」とは社会全体の利益を意味します。



憲法では、人が社会生活を営んでいることを理由に、人権が「公共の福祉」により制約されるということを学習しますが、私権についても、同様に考えられているのです。

判例 最判昭59.9.18

歯科医のYは、Xの分譲マンション買主の募集に対して購入を希望し、交渉過程で10万円を支払った。その後、YはXにスペースについて注文をだし、また歯科医院を営むため電気容量が十分であるかを問い合わせた。Xは電気容量が不足であると考え、Yの意向を確かめずに電気容量を増やす工事を行ったが、Yは特に異議を述べなかつた。ところが、その後Yは、購入資金の手当が困難であることを理由に買い取りを断つた。

そこでXが、Yの契約交渉破棄は信義則上の注意義務違反であるとして、損害賠償を求めた。

争点

本件事案におけるYに、信義則上の注意義務違反があるといえるか。

判旨

契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償責任を肯定した原審の判断を支持した。

(3) 権利濫用の禁止（1条3項）

権利濫用の禁止とは、権利を行使する者に格別の利益がないのに相手に損害を与えるためだけに権利を行使するような場合、正当な範囲を逸脱して権利の行使がなされたものとして、これを許さないことをいう。

判例は、湯元から他人の土地の上に許可なく引湯管を引き温泉を経営している者がいることを奇貨として、その土地を取得した者が、温泉経営者に対し、土地を不相当に過大な代金で買い取ることを請求し、それを拒否したことの理由として引湯管の除去を請求しても、この除去請求は権利の濫用にあたり、認められないとした（宇奈月温泉事件／大判昭10.10.5）。

CHECK

権利濫用の効果

- ①権利行使としての請求そのものが否定されます（ 所有権に基づく妨害排除請求の否定）。
- ②相手方の権利に対する侵害として不法行為が成立する可能性があります（709条）。
- ③権利そのものが剥奪される可能性もあります（ 親権の喪失／834条参照）。

CHECK

「奇貨」とは

ある機会を利用することで、思わぬ利益を得ることをいいます。

CHECK

信義誠実の原則と権利濫用の禁止の適用場面

信義誠実の原則は、権利の行使・義務の履行に適用されるのに対し、権利濫用の禁止は、権利の行使にのみ適用されます。

第2章

自然人（権利の主体①）

テーマ	重要度	過去出題実績（H18～H27）
第1 権利能力	A	H24
第2 意思能力	B	H24
第3 行為能力	A	H18、H24、H27
第4 失踪宣告	B	H22

第1 権利能力

1 意義

権利能力とは、私法上の権利義務の帰属主体となりうる地位または資格のことをいう。権利能力は、すべての自然人と法人に認められる。それ以外（例えば、犬・猫）は、権利の客体となることはあっても、権利の主体となることはない。



民法では、人間のことを「自然人」と呼びます。

2 権利能力の始期

(1) 原則

人の権利能力は、出生時に発生する（3条1項）。



「出生」とは

胎児が母体から全部露出することをいいます（全部露出説）。

なお、刑法の世界では「出生」とは胎児が母体から一部露出した時とされています（一部露出説）。

(2) 胎児の取扱い

ア 原則

胎児は、いまだ出生しておらず人ではないため、原則として権利能力を有しない。

イ 例外（胎児が既に生まれたものとみなされる場合）

不法行為に基づく損害賠償請求（721条）、相続（886条）、遺贈（965条）の場合は、例外的に、胎児に権利能力が認められる。

判例は、胎児の間には権利能力はなく、無事に生まれると相続の開始時や不法行為時にさかのぼって権利能力を取得すると解している（停止条件説/大判昭7.10.6）。

[「既に生まれたものとみなす」の意義に関する学説]

停止条件説 (判例)	胎児の間には権利能力はないが、無事に生まれると相続の開始や不法行為の時にさかのぼって権利能力を取得する。 出生までは権利能力がないため、胎児に代理人は付けられない。
解除条件説 (多数説)	胎児の間でも生まれたものとみなされる範囲内ではいわば制限的な権利能力があり、死産の場合にはさかのぼって権利能力がなかったことになる。 出生までの間も権利能力があるため、胎児にも法定代理人をつけられる。ただし、それは「不法行為に基づく損害賠償請求」「相続」「遺贈」の場合に限られる。



「みなす」・「推定する」とは

「みなす」とは本来異なるものを法令上同一のものと認定し、反証を許さないことをいいます。

これに対し、「推定する」とは、反証を許すものをといいます。



停止条件説（判例）について

胎児は、損害賠償請求権について、すでに生まれたものとみなされます（721条）。これは、胎児が後に生きて生まれたときに、あたかも胎児であった時代に権利能力を持っていたかのような取扱いをしようとするものであり、胎児中に権利能力を取得するのではありません。

例えば、胎児の損害賠償請求権につき、胎児の出生前に、その親族が胎児の法定代理人として加害者と行った和解は、胎児に対して効力を生じません（大判昭7.10.6）。

3 権利能力の終期

自然人の権利能力は、死亡によって消滅する。